

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市観光協会運営補助金		市の担当部課	経済環境部観光交流課		
				問い合わせ先	0568-44-0342		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山市観光協会		代表者名	会長 小川 征一		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市観光振興補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		当該団体は市内全域に会員を有するとともに、事務局職員に旅行会社勤務経験者を採用するなど、旅行・観光業界に太いパイプを持ち、観光宣伝・観光誘客に関する専門的な知識・ノウハウを持ち合わせており、犬山市の観光事業を実効性を持って推進できるため					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		当該団体は市内全域に会員を有するとともに、事務局職員に旅行会社勤務経験者を採用するなど、旅行・観光業界に太いパイプを持ち、観光宣伝・観光誘客に関する専門的な知識・ノウハウを持ち合わせている。また、名鉄とのタイアップしている犬山キャンペーンにおいても中心的な役割を果たしており、同キャンペーンの効果により、平成19年より犬山市を訪れる観光客が年々に増加し、それに伴い駐車場収入も増加しているため。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		21,046,462 円	22,559,566 円	25,840,421 円	26,421,632 円		
		(21,046,462 円)	(22,559,566 円)	(25,840,421 円)	(26,421,632 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		国際観光文化都市犬山を国内外に広く宣伝し、観光客誘致を図り、恒例の観光事業を積極的に行った。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		122,928,625 円			
		うち補助事業全体の経費		32,027,560 円			
		うち補助対象経費		25,840,421 円			
		補助対象経費の内訳		給与手当(正規職員4名)		14,986,643 円	
				給与手当(再任用待遇職員1名)		2,495,580 円	
				賞与(正規職員4名)		4,732,054 円	
				法定福利費(正規職員4名)		3,159,065 円	
				法定福利費(再任用待遇職員1名)		407,816 円	
福利厚生費(正規職員4名)				42,743 円			
		福利厚生費(再任用待遇職員1名)		16,220 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		事務局職員の人権費の80%+再任用職員分の人件費			
		補助限度額		犬山市観光振興補助金交付要綱による			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	4月に予定事業として支出を行い、事業費確定後に精算を行う		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		当該団体の観光宣伝・情報発信等により当市を訪れる観光客は年々増加しており、観光指標である犬山城への登閣者数は過去最高の61万人を超えた。それと同時に、犬山城への観光客の駐車場収入としても年々増加している。					
その他参考事項		余剰額には職員の退職積立分を含む。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		24,143,461 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※平成30年度の実績に基づき作成しています。